所有者等不在空家等対策促進事業 (三重県 伊賀市)

課題と目的	· 所有者等不存在空家等の増加に伴い、地域の安寧が脅かされてる。 · 相続財産管理制度に向け、詳細な所有者等確知調査が必要である。
取組内容	・司法書士登録を保持したまま、行政内部で所有者等確知調査を行うための 業務委託契約モデルの確立を図る。 ・相続人不存在のおそれのある空家等を空き家バンク制度と相続財産管理制 度を使い流通・処分する手法の検証を行う。
成果	・全国の市町村で初めてとなる、司法書士登録を保持したまま、行政内部で 業務委託を行う業務委託契約書を作成、業務委託を実施 ・伊賀流空き家バンク制度と相続財産管理制度を使った流通イメージを作成

36件 (31%)

伊智用李家等好能要将委託契约書

委託者 伊賀市民 総本 章 (以下「甲」という。) と、工業県司法書上会と の施定に基づら推薦をうけた 受託者 司の書土 ○○○○ (以下「乙」とい う。) との際において、甲が引う空室等対策支持に関して次のとおりを記契的を 報酬する。

第1条 甲がるに対し委託する業務(以下(本業務)という。)は、甲の変き家 対策業務及び(発駆的変き家対策モデル事業(協生を適者平成29年7月2) 日核約1)に対して目的する変き家等所有者及びに和純人及び特別除政者等間

係人(以下「空き家用有名等」という。)の経知調査及び模式業務化びに拒続 財産管理制度に対して付給する業務とする。

(3) 大阪村が会社付出、下旬1、200、00072 でら、
(3) 大大は月間200、000円を3月翌月の10日までに甲に添水し、単はたから成本所の 国に付けにごえ込うものとすら、
(本花園園)
(本花園園)
(本花園園)
(本花園園)

第8条 単は、業務に必要な機器をび物品については、乙に信与するものと

第9条 ZH 李在次行下使用于A用心料地及77%次次701-60.55 (以下)

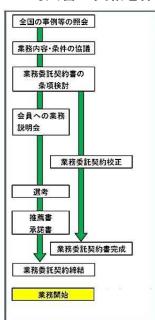
第2条 本業務の委託相は、年額1、200、000円とする。

(\$16 P.H)

○司法書士資格を保持したまま行政内部で業務委託を行うための契約モデルと実績

14件(12%)

抵当権設定登記あり





未登記建物件数

○財産管理制度を使ったバンク

